(二) (一)の土地改良事業計画を定めるには、都道府県知事は、あらかじめ、当該土地改良事業の計画の概要について、農地中間管理機構の同意を得なければならないものとし、この場合において、農地中間管理機構は、あらかじめ、事業施行地域内農用地の貸付けの相手方の意見を聴かなければならないこととした。(第八七条の三第二項及び第三項関係)

(三) 都道府県は、(一)の土地改良事業によって利益を受ける三条資格者から分担金を徴収しないこととした。(第九一条関係)

(四) 都道府県又は市町村は、条例で、事業施行地域内農用地を(一)の土地改良事業の計画において予定する用途以外の用途に供するため所有権の移転等をした者等から、特別徴収金を徴収することができることとした。(第九一条の二関係)

(五) 農業振興地域整備計画の変更のうち、農用地等以外の用途に供することを目的として農用地区域内の土地を農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、通常の要件の全てを満たすほか、その土地についての農地中間管理権の存続期間が満了している場合に限りすることができることとした。(第九二条の二関係)

6 農業用用排水施設の耐震化を目的とした申請によらない土地改良事業の創設

国又は都道府県は、脆弱性評価の結果、地震に対する安全性の向上を図るため急速に農業用用排水施設の変更を内容とする土地改良事業を行う必要があると認める場合には、緊急耐震工事計画を定めてその事業を行うことができることとした。(第八七条の四第一項関係)

7 土地の共有者等の取扱いの見直し

(一) 同一の土地について、共有者等がある場合には、これらの者で三条資格者は、土地改良事業の実施の同意等に関する規定の適用については、合わせて一の三条資格者とみなす等の措置を講ずることとした。(第一一三条の二第一項及び第二項関係)

(二) (一)の一の三条資格者とみなされる者等は、代表者一人を選任しなければならないこととした。(第一一三条の二第四項関係)

二 独立行政法人水資源機構法の一部改正関係

水資源の開発又は利用のための施設の更新事業のうち、当該施設の有している本来の機能の維持を図ることを目的とし、かつ、土地改良区の組合員の権利又は利益を侵害するおそれがないことが明らかなものについて、組合員の同意なく行うことができることとした。(第一三条関係)

三 農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正関係

農地中間管理事業規程の認可の要件として、同規程において、農地中間管理権の取得等に当たって、あらかじめ、農用地等の所有者等に対し、一の5の(一)の土地改良事業が行われることがあることについて説明することが定められていることを追加することとした。(第八条第三項関係)

四 施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

◇道路運送車両法の一部を改正する法律（法律第四〇号）（国土交通省）

1 型式指定の取消要件の拡充

不正の手段により自動車、共通構造部又は装置の型式の指定を受けたときは、国土交通大臣は当該指定を取り消すことができることとした。(第七五条第七項、第七五条の二第四項及び第七五条の三第五項関係)

2 罰則の強化

自動車、共通構造部又は装置の型式の指定の取消しに必要な限度において型式指定を受けた者に対して国土交通大臣が行う報告徴収又は立入検査において、虚偽の報告をした者や検査を忌避した者等に対する罰則を強化することとした。(第七五条の六及び第一〇六条の四関係)

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二〇日を経過した日から施行することとした。ただし、1については公布の日から施行することとした。

◇総務省組織令の一部を改正する政令（政令第一四七号）（総務省）

1 大臣官房の所掌事務に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）の規定による情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関することを追加することとした。(第三条関係)

2 大臣官房に情報提供ネットワークシステムの設置及び管理に関する事務をつかさどり、又は命を受けて、総務省の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する参事官を設置することとした。(第二六条関係)

3 この政令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二九年五月三〇日）から施行することとした。

◇地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第一四八号）（総務省）

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律（平成二九年法律第三六号）の施行期日は、平成二九年五月二九日とすることとした。

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（内閣府本府）

一 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正関係

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理をすることとした。(第一条関係)

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令及び財務省組織令の一部を改正する政令の一部改正関係

地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理をすることとした。(第二条関係)

三 施行期日

この政令は、地方公共団体情報システム機構法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二九年五月二九日）から施行することとした。

◇ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（警察庁）

1 改正の内容

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成二八年法律第一〇二号）の一部の施行に伴い、緊急の必要があると認める場合における禁止命令等に係る意見の聴取を行う場合の行政手続法（平成五年法律第八八号）の技術的読替えについて定めることとした。(第一条関係)

2 施行期日等

所要の経過措置を設けることとした。

(一) この政令は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行することとした。

◇土地改良法施行令の一部を改正する政令（政令第一五一号）（農林水産省）

1 国が行う急施の除塩事業について都道府県に負担させる負担金の額は、当該事業に要する費用の額の一〇〇分の一〇に相当する額とすることとした。(第五二条第一項第六号関係)

2 都道府県、市町村及び土地改良区が行う急施の除塩事業に要する費用に関する国の補助は、当該事業に要する費用の額に一〇〇分の九〇（農林水産大臣が津波又は高潮による海水の浸入のために農用地が受けた塩害の規模等を勘案して定める基準に該当しない事業にあっては、一〇〇分の五〇）を乗じて得た額に相当する額について行うこととした。(第七八条第一項第六号の二及び第一二号関係)

3 この政令は、公布の日から施行することとした。